

10/22

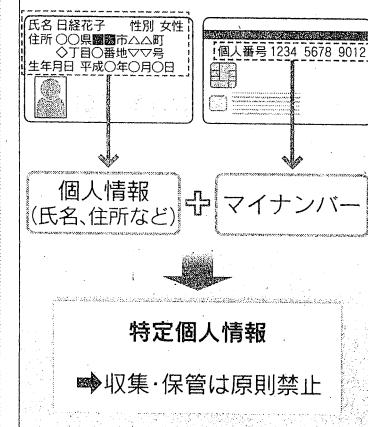
マイナンバー 始動

来年1月から希望者に配布される個人番号カードは今後、運転免許証などに代わって本人確認の主流になる可能性がある。小売店などでカードの取り扱い方法について、従業員教育をする必要も出てくる。

個人番号カードは表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載されている。小売店などで会員証やポイントカードを作

本人確認どう変わる？

個人番号カードの表裏コピーがNGの理由



表面のみコピー可能

はコピーもダメもない」ということをアルバイト従業員などに周知徹底する必要がある。

個人番号カードには、電子証明書としての機能も標準搭載されている。これまで行政機関が独占してきた公的な個人認証を民間企業も活用できるようになる。例えばコンビニの端末でコンサートチケットを発券するケースなど、サービスを受ける前に本人確認やログインといった認証が必要になる分野で個人番号カードを使う場面が増えそうだ。

おわり

る際に、本人確認のためにカードをコピーする場面も多くなりそうだ。注意したいのは「コピー表面だけ」という原

則だ。マイナンバー法は氏名や住所などの個人情報をマイナンバーが加わった「特定個人情報」を「表面だけ」「番号

收集・保管することを禁止している。本人確認のためとはいっても、不用意に個人番号カードの表面と裏面の両方をコピーして保管すれば、マイナンバー法に抵触することになる。「コ

ピーは表面だけ」